

丹南地区障害者給付認定審査会設置条例施行規則

	平成19年3月29日	規則第2号
改正	平成25年2月18日	規則第1号
改正	平成30年7月27日	規則第3号
改正	令和3年4月1日	規則第2号
改正	令和3年8月24日	規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹南地区障害者給付認定審査会設置条例（平成19年条例第2号）第6条の規定に基づき、丹南地区障害者給付認定審査会（以下「認定審査会」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 認定審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第26条第2項に規定する審査判定事務
- (2) 前号のほか、適正な審査判定を行うための事務

(認定審査会の委員の選任方法)

第3条 認定審査会の委員は、関係市町の長が協議して定める候補者について、管理者がこれを選任する。

- 2 認定審査会の委員に欠員が生じたときは、管理者は、速やかにその旨を関係市町の長に通知するとともに、前項の例により当該認定審査会の委員を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 認定審査会に会長及び副会長若干名を置き、次条第2項に規定する合議体の長のうちから、会長は互選によって、副会長は会長の指名によってこれを定める。

- 2 会長は、認定審査会の事務を総理し、認定審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(認定審査会の合議体)

第5条 認定審査会に、おおむね5人の委員で構成される合議体を複数設置し、審査判定を行う。

- 2 合議体の招集は、会長が行う。
- 3 合議体に長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。長に事故あるときは、あらかじめ長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 合議体は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 6 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(庶務)

第6条 認定審査会の庶務は、審査課において行う。

(負担金)

第7条 認定審査会の運営に要する費用は、次に掲げる割合をもって関係市町が負担する。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 均 等 割 | 1 5 % |
| (2) 前年度審査件数割 | 8 5 % |

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月24日から施行する。